

四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託

特記仕様書

維持管理業務一覧

	業務内容	数量	備考
1	樋門・スクリーン点検・清掃	26箇所	全体
2	取付管調査（取付管更生）	160箇所	40箇所/年
3	取付管支管更生	80箇所	20箇所/年
4	取付管更生	100箇所	25箇所/年
5	MP点検・清掃（公共）	63箇所	全体
6	TVカメラ本管調査 （内訳） TVカメラ調査 潜行目視調査 大口径TVカメラ調査	37, 370m 33, 054m 4, 021m 295m	全体
7	管口カメラ本管点検	3, 959箇所 71箇所	全体（一般環境下） 全体（腐食環境下）
8	マンホール内部・蓋調査	1, 646箇所	全体
9	マンホール内部・蓋点検	5, 715箇所 221箇所	全体（一般環境下） 全体（腐食環境下）
10	汚水柵つまり定期清掃	51箇所	全体
11	本管つまり定期清掃	33箇所	全体
12	人孔上部改築工（機械施工）	200箇所	50個/年
13	住民対応・事故対応業務	1式	①緊急時汚水柵つまり対応 50箇所/年 ②緊急時本管つまり対応 10箇所/年 ③緊急時取付管調査 5箇所/年 ④緊急時TVカメラ本管調査 15件/年
14	計画策定業務	1式	

1. 樋門・スクリーン点検・清掃

【目的】

水路等に設置されている樋門・スクリーンを巡視し、機能の確認を行い、排水の妨げとなる障害物の撤去を行う。

【作業内容】

(1) 作業

①点検・清掃

樋門・スクリーンの開閉の動作確認及び機器の状態の確認、流通の妨げとなるゴミ等の清掃作業

②処分

樋門・スクリーンの点検・清掃作業により発生したゴミ等の処分

(2) 作業頻度

4月～9月（上半期）は月2回、10月～3月（下半期）は月1回定期点検及び清掃を行うものとする。

なお、台風等により、大雨警報、洪水警報、高潮警報の発令があらかじめ予想される場合は、必要に応じて前日までに巡視し、点検・清掃・処分等の必要な作業を行い、翌日以降に口頭で発注者に報告するものとする。

(3) 臨機の措置

受託者は、樋門・スクリーンの故障やゴミ等による水路の閉塞等を発見したときは、ただちに口頭により発注者に報告し、指示を受けるものとする。

また、緊急でやむを得ないときは臨機に措置するものとし、事後委託者にその経過を口頭で報告するものとする。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。

受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、点検・清掃状況の他、発注者が指定する内容について行うこと。

②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。

③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
樋門・スクリーン点検・清掃	26箇所	全体

(2) 作業箇所 別図2参照

2. 取付管調査（取付管更生）

【目的】

取付管突出、木根等の障害物の確認

【作業内容】

テレビカメラ調査により取付管の箇所数を把握し、それとともに現地において下記に示す調査を行う。

調査結果を踏まえ発注者と協議のうえ施工方法を決定する事。

- ①取付管土被り
- ②取付管延長
- ③管ずれ量（水平・鉛直方向）
- ④取付管と本管部分の突出又は接合不良の状態

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。

受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄の状況、取付管内の調査状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる事。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
取付管調査（取付管更生）	160箇所	40箇所/年

(2) 作業箇所 別図3参照

3. 取付管支管更生

【目的】

本管と取付管の接合部を保護、補強して完全止水を行う。

【作業内容】

- (1) 使用材料の基本特性は、次のとおりとする。
仕様材料は自立管とし、耐荷性能（外圧強さ、曲げ強度、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数）、耐薬品性、耐摩耗性、耐ストレーンコロージョン性（ガラス繊維使用の更生材に適用）、耐劣化性（非ガラス系更生材に適用）に関して新管と同等以上の性能を有していること。
- (2) 施工後の管路状況をテレビカメラで撮影し、DVD等で提出すること。
- (3) 施工に先立ち管渠内洗浄を高圧洗浄車において実施すること。
- (4) 「管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」（平成29年7月発行）を参考にし、施工計画書を提出すること。
- (5) 更生材の試験片を採取し、曲げ試験特性、耐薬品性能試験、引張特性、圧縮特性試験は、工法毎に1回行い、施工計画書に各強度等の基準値を定め、試験結果が基準値以上となること。試験は、原則、公的機関において行うこととするが、これによらない場合は、監督員立会のもとで行い、試験結果を監督員に提出すること。
- (6) 内面被覆工法に基づく工法の承認を受けた工法で施工すること。
- (7) 事前のテレビカメラ調査の結果により、モルタル付着や取付管突出、木根等の障害物が確認された箇所については、施工前に除去等の処置を施す。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、管路内洗浄状況、更生工事の状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

- (1) 数量

業務内容	数量	備考
取付管支管更生	80箇所	20箇所/年

- (2) 作業箇所 別図4参照

4. 取付管更生

【目的】

既設管に破損、クラック、腐食等が発生し、耐荷能力、耐久力の低下および流下能力が保持できなくなった場合、既設管内面に管を構築して既設管の更生および流下能力の確保を行うもの。本管と取付管の漏水・脱脚等の改善。

【作業内容】

- (1) 使用材料の基本特性は、次のとおりとする。

仕様材料は自立管とし、耐荷性能（外圧強さ、曲げ強度、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数）、耐薬品性、耐摩耗性、耐ストレーンコローション性（ガラス繊維使用の更生材に適用）、耐劣化性（非ガラス系更生材に適用）に関して新管と同等以上の性能を有していること。
- (2) 施工後の管路状況をテレビカメラで撮影し、DVD等で提出すること。
- (3) 施工に先立ち管渠内洗浄を高圧洗浄車において実施すること。
- (4) 「管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」（平成29年7月発行）を参考にし、施工計画書を提出すること。
- (5) 更生材の試験片を採取し、曲げ試験特性、耐薬品性能試験、引張特性、圧縮特性試験については、工法毎に1回行い、施工計画書に各強度等の基準値を定め、試験結果が基準値以上となること。試験は、原則、公的機関において行うこととするが、これによらない場合は、監督員立会のもとで行い、試験結果を監督員に提出すること。
- (6) 内面被覆工法に基づき工法の承認を受けた工法で施工すること。
- (7) 事前のテレビカメラ調査の結果により、モルタル付着や取付管突出、木根等の障害物が確認された箇所については、施工前に除去等の処置を施す。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況、更生工事の状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

- (1) 数量

業務内容	数量	備考
取付管更生	100箇所	25箇所/年

- (2) 作業箇所 別図5参照

5. MP点検・清掃（公共）

【目的】

マンホールポンプ施設の設置目的及びその機能を十分発揮させるために常に監視し、維持管理の円滑化を図る。

【作業内容】

1. 通常時の業務

1) 日常点検業務

- ① 点検日 各月1回（定期点検業務の実施月を除く） 年点検回数11回
原則として毎月10日までに実施するものとする。
- ② 点検内容
 - ・ポンプ運転状態の把握
 - ・外観の点検
 - ・非常通報及び各種保護装置の作動テスト
 - ・その他点検表による

2) 定期点検業務

- ① 点検日 年1回
原則として9月に実施するものとする。
- ② 点検内容
 - ・ポンプの着脱機能の確認
 - ・レベルスイッチによるポンプの作動確認
 - ・電気工作物の絶縁抵抗値測定
 - ・その他点検表による

以上の保守点検を行い、その結果について速やかに発注者に報告すること。なお、点検の際、施設の故障、異常を発見した場合は、ただちに口答により報告すること。

3) 清掃業務

- ① 点検日 年2回 6月・12月 実施
- ② 業務内容 マンホール内に堆積した固形物、砂、スカムの除去及び各種機器の清掃
- ③ 清掃手順
 - ①揚泥車によるマンホール内汚物の給水，揚泥
 - ②高圧洗浄車によるマンホール内の高圧水洗浄
 - ③揚泥車又はポンプ車による洗浄水の除去

2. 異常時の業務

非常通報装置による通報又は、市の指示により、早急に施設の点検を行うものとし、その結果や緊急時の臨機の措置について、異常点検表にて翌日報告すること。

3. 下請けの禁止

受託者は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託及び請負をさせてはならない。但し、清掃業務は業務に要する機器・車両を有する業者にのみ下請けを許可する。

4. その他

- (1) 災害（台風による停電等）時、施設全体に影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、施設を速やかに機能回復できるような体制を確立し、その体制表を提出すること。
- (2) 非常通報遠隔監視システムを保有または、導入できること。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月 5 日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査 1 日あたり 1 箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、点検・清掃状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
MP 点検・清掃	6 3 箇所	全体

(2) 作業箇所 別図 6 参照

6. TVカメラ本管調査

【目的】

管渠内調査用テレビカメラ（自走式、または牽引式）もしくは潜行目視調査により、管渠内の劣化の状態を調査する。

【作業内容】

- (1) 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。
- (2) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。
- (3) 本管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- (4) 管内に異状が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に委託者と協議し、その承諾を得なければならない。
- (5) 本管の調査に用いる調査項目及び判定基準は、ストックマネジメントの点検調査計画に準拠しなければならない。
- (6) 本管の調査前には、高圧洗浄車による管渠内の洗浄を行わなければならない。

なお、履行期間の最終年度（令和6年度）には、委託範囲全ての調査結果に基づく改築計画を策定するため、3年目（令和5年度）までに、本調査を完了させること。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況、TVカメラ調査の状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

詳細カメラ	管径 (mm)	150	200	250	300	350	400	450	500	600	700	750	不明	小計
	延長 (m)	33	191	15,214	3,272	4,589	2,476	1,513	1,992	2,540	1,096	0	139	33,054
潜行目視	管径 (mm)	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,350	1,500	1,600	1,650	1,800	2,100	小計
	延長 (m)	396	353	277	270	384	150	142	387	206	509	301	648	4,021
大口径カメラ	管径 (mm)	1,000	1,200	1,350	1,500	1,650	2,500							小計
	延長 (m)				295									295
延長合計 (m)														37,370

(2) 作業箇所 別図7参照

7. 管口カメラ本管点検

【目的】

ガス発生等によりマンホール内に調査員が入れない場合や、点検速度の向上と点検費用の低減を図ることを目的としてマンホール管口から本管の異常の有無を、管口カメラにより点検する。

【作業内容】

- (1) 点検は、原則として上流から下流に向かって行うこと。
- (2) 本管内及び取付管の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- (3) 点検において安全性が確保できない場合は、発注者と協議の上、テレビカメラ調査等の実施を検討するものとする。
- (4) 管口カメラの点検項目・内容は、ストックマネジメントの点検調査計画に準拠しなければならない。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月 5 日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査 1 日あたり 1 箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管口カメラ点検の状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
管口カメラ本管点検	3, 9 5 9 箇所	全体（一般環境下）
	7 1 箇所	全体（腐食環境下）

(2) 作業箇所 別図 7 参照

8. マンホール内部・蓋調査

【目的】

マンホール内に調査員が入孔して、マンホールの本体及び蓋における損傷劣化の程度を確認する。

【作業内容】

(マンホール)

マンホール内に調査員が入孔し、マンホール本体の劣化状況を調査する。主な調査項目は、以下とする。

- ① 躯体の状況（腐食、破損、クラック、隙間・ズレ、浸入水、侵入根）
- ② 足掛金物の状況
- ③ インバートの状況
- ④ 本管や取付管の管口、副管の状況
- ⑤ 流下及び堆積の状況（滞水、土砂堆積）

(マンホール蓋)

蓋を開け、マンホール蓋の種類（平受タイプかロック式タイプか）の確認を行う。がたつきの有無の確認を行う。

なお、マンホール内部・蓋調査の詳細な調査項目及び判定基準は、ストックマネジメントの点検調査計画に準拠しなければならない。

また、履行期間の最終年度（令和6年度）には、委託範囲全ての調査結果に基づく改築計画を策定するため、3年目（令和5年度）までに、本調査を完了させること。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ① 撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、マンホール内部・蓋調査の状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ② 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③ 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
マンホール内部・蓋調査	1, 6 4 6 箇所	全体

(2) 作業箇所 別図8参照

9. マンホール内部・蓋点検

【目的】

調査員が地表から目視によりマンホール内の異常の有無を確認する。必要に応じて点検ミラーやライトを使用し、確認できる範囲の状況把握を行う。

【作業内容】

(マンホール)

調査員が地表よりマンホール内の異常の有無を調査する。主な点検項目は、以下とする。

- ①インバートの洗堀の状況
- ②不同沈下の状況
- ③側塊や側壁のクラックやズレの状況
- ④土砂等の堆積の状況
- ⑤接続管渠の管口の状況

(マンホール蓋)

蓋を開け、マンホール蓋の種類（平受タイプかロック式タイプか）の確認を行う。がたつきの有無の確認を行う。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
マンホール内部・蓋点検	5, 7 1 5箇所	全体（一般環境下）
	2 2 1箇所	全体（腐食環境下）

(2) 作業箇所 別図8参照

10. 汚水柵つまり定期清掃

【目的】

木根等による汚水柵及び取付管の閉塞を未然に防ぐために除去を行う。

【作業内容】

汚水管の閉塞の恐れがある木根等を高圧洗浄機等で除去する。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月5日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、管路内洗浄状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
汚水柵つまり定期清掃	5 1 箇所	全体

(2) 作業箇所 別図9参照

1 1. 本管つまり定期清掃

【目的】

飲食店等から放流される汚水に含まれる油等による汚水管の閉塞を未然に防ぐために、除去を行うものである。

【作業内容】

汚水管の閉塞の恐れがある油脂等を高圧洗浄機等で除去する。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月 5 日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査 1 日あたり 1 箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量、作業箇所】

(1) 数量

業務内容	数量	備考
本管つまり定期清掃	3 3 箇所	全体

(2) 作業箇所 別図 1 0 参照

1 2. 人孔上部改築工（機械施工）

【目的】

破損や舗装面との段差・亀裂、経年的な磨耗等による劣化が生じているようなマンホール上部に対して改築（蓋の取替え）する。

【作業内容】

（1）機械切断工法

円形カッターにより舗装（表層・基層部分）を切断し、小型クレーンにより切断した舗装と共に人孔上部を円筒状に撤去し復旧する。

（2）機械せん断工法

油圧装置により人孔上部を舗装と共に円筒状にせん断撤去し、超即硬性モルタルと表面仕上げ材で復旧する。

【業務報告】

受託者は作業内容等を明記した報告書を翌月 5 日までに必ず委託者に提出するものとする。受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- ①撮影は、調査 1 日あたり 1 箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、改築工事の状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- ②写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ③一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせる。写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とする。

【数量】

（1）数量

業務内容	数量	備考
人孔上部改築工（機械施工）	200 箇所	50 個/年

（2）作業箇所 別途指示

1 3. 住民対応・事故対応業務

【目的】

住民からの苦情や維持管理業務により発見された事故・閉塞等に対しての対応を行う。

【作業内容】

(1) 住民対応業務

- ①電話等による苦情等の受付・記録整理、委託者への報告
- ②原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、委託者への報告
- ③現場における住民等への説明
- ④必要に応じて発注者側が原因であった場合の処置・報告

(2) 事故対応業務

- ①電話等による苦情等の受付・記録整理、委託者への報告（巡視、点検・調査等により発見した事故・閉塞等も含む）
- ②原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、委託者への報告
- ③現場における住民への説明
- ④委託者側が原因であった場合の処置・報告

(3) その他

- ①受託者は、住民対応及び事故対応業務における体制を定め、委託者に届け出なければならない。
- ②受託者は、住民対応及び事故対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。
- ③受託者は、電話を24時間受付可能な体制をとり、住民対応及び事故対応について、速やかに対応できる体制を整えるものとする。連絡を受けてから速やかに現地へ急行できる体制をとるものとする。
- ④明らかな異常が発見された場合は委託者に報告し判断を確認する。緊急度の高い異常状況については、速やかに補修・清掃等の体制を整え、連絡を受けてから遅くとも4時間以内に作業着手し、機能回復を図らなければならない。ただし、夜間（17：15～翌8：30）における作業については、近隣住民等への影響を考慮し、委託者と協議の上、作業に着手する。
- ⑤受託者は、住民対応及び事故対応の結果について、作業完了後、速やかに委託者に報告書を提出すること。
- ⑥災害時において当業務に係る施設の維持管理において必要な事柄について実施すること。

【業務報告】

受託者は、住民対応及び事故対応の結果について、作業完了後、速やかに発注者に報告書を提出すること。

【数量】

業務内容	数量	備考
住民対応・事故対応業務	1式	①緊急時汚水桝つまり対応 50箇所/年 ②緊急時本管つまり対応 10箇所/年 ③緊急時取付管調査 5箇所/年 ④緊急時TVカメラ本管調査 15件/年

1 4. 計画策定等業務

業務内容	数量	備考
(1) 維持管理計画	1 式	契約時策定する。 毎年度見直し・改善提案を行う
(2) 改築計画策定	1 式	毎年度提出
(3) 維持管理情報の整理と データベースの作成	1 式	毎年度提出

(1) 維持管理計画

受託者は本業務を実施するにあたり、契約日の翌日から28日以内に、「四日市市下水道ストックマネジメント計画」を基に、履行期間中における管路の維持管理業務の内容を網羅した維持管理計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

なお、履行期間の最終年度(令和6年度)には、委託範囲全ての調査結果に基づく改築計画を策定するため、3年目(令和5年度)までに、調査(TVカメラ調査等)を完了させる計画書を作成すること。

また、受託者は本業務において得られた巡視・点検、調査結果及び整理・蓄積した情報を基に、毎年度維持管理計画について見直し・改善提案を行い、翌年度維持管理計画書を作成し、毎年度2月28日までに発注者の承諾を得ること。

維持管理計画書の内容については、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

1) 維持管理方針と目的の設定

維持管理の目的

計画期間

目標指標・目標値の設定

2) 現状維持管理状況の把握と課題整理

対象施設の概要の整理

現状の管路施設の維持管理状況

3) 本管管路の点検・調査計画

重点路線の選定

優先度の設定

点検・調査頻度の設定

短期的な点検・調査計画の策定

4) 上記以外の維持管理計画

清掃計画

苦情・事故発生時の対応計画

緊急時対応計画書

維持管理体制の確保

(2) 改築計画策定業務

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、5～7年程度における改築の優先順位を設定する。

実施計画ではどの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うか検討する。

- 1) 診断
- 2) 対策の必要性検討
- 3) 修繕・改築の優先順位の検討
- 4) 対策範囲の検討
- 5) 改築方法の検討
- 6) 長寿命化対策検討対象施設の選定
- 7) 実施時期の設定及び概算費用の算出
- 8) 修繕・改築計画のとりまとめ

改築計画書は、各年度10月31日までに実施した点検・調査結果について、同年度1月31日までにとりまとめて提出すること。また、最終年度は、包括期間全体の改築計画書としてとりまとめるため、履行期間3年目（令和5年度）までに、本委託の対象となる調査（マンホール内部・蓋調査、TVカメラ調査等）を完了させること。

(3) 維持管理情報の整理とデータベースの作成

受託者は、本業務において得られた巡視・点検、調査結果及び整理・蓄積した情報を、管渠、マンホール、マンホールふた等の各施設別に、各スパン、各基についてデータベース化すること。

また、各年度において得られた情報を登録したデータベースを、翌年度9月30日までに発注者へ提出すること。最終年度は、当年度3月31日までに発注者へ提出すること。当年度の提出するデータベースはSHAPE形式とし、発注者が提供する管路施設台帳システムから抽出したデータベースの各施設の識別番号を基に結合し、システムへの取り込みを可能とすること。

なお、登録する情報は、発注者と協議により決定する。

16. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 本仕様書、図面に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、速やかに委託者に報告し、指示を受けて処理すること。
- (4) 貸与資料の GIS データと現場に不整合がある場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (5) 災害時において当業務に係る施設の維持管理において必要な事柄について実施すること。